



令和 5 年 5 月 30 日

【照会先】

福井労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 井関 武彦

地方産業安全専門官 児玉 秀一

電 話 (0776) 22-2657

報道関係者 各位

第 5 種無災害記録証の授与を決定しました ～ 1,680 万時間の無災害記録樹立～

福井労働局（局長 田原孝明）は、下記 1 の事業場において、下記 2 の無災害記録 1,680 万時間を達成したので、第 5 種無災害記録証を授与することを決定しました。

この無災害記録証は、労働災害の防止に対する労使双方の関心を高め、今後の安全活動に対する積極的努力を勧奨する目的で、昭和 27 年に設立され、業種ごとに定められた時間数（延べ時間数）を超える無災害記録 を樹立した事業場からの申請に基づく都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長名により授与されます。

労働災害のうち、出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生した労働災害は除かれます。また、通勤災害も除かれます。

記

1 表彰事業場

信越半導体株式会社 武生工場
（福井県越前市）

2 無災害記録

別添無災害記録証内規中、「その他の電気機械器具製造業」の基準時間である 1,680 万時間を達成したもの。

なお、起算日は昭和 45 年 7 月 1 日で、達成日は令和 5 年 4 月 15 日。

資料

無災害記録証内規

無災害記録証授与内規

(1) 無災害記録証授与内規

(沿革) 昭和 27 年 10 月 18 日労働省基発第 732 号の 2
昭和 28 年 6 月 15 日労働省基発第 457 号改正
昭和 32 年 5 月 23 日労働省基発第 426 号改正
昭和 36 年 4 月 25 日労働省基発第 382 号改正
昭和 39 年 4 月 16 日労働省基発第 493 号改正
昭和 42 年 8 月 10 日労働省基発第 3 号改正
昭和 43 年 8 月 12 日労働省基発第 507 号改正
昭和 50 年 2 月 17 日労働省基発第 87 号改正
昭和 58 年 3 月 25 日労働省基発第 153 号改正
昭和 62 年 12 月 26 日労働省基発第 728 号改正
平成元年 11 月 28 日労働省基発第 623 号改正

第 1 条 事業場において第 3 条に定める無災害記録を樹立したときは、この内規により無災害記録証を授与する。

第 2 条 この内規は、労働安全衛生法施行令第 2 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる業種に属する事業（鉱山保安法の適用を受ける事業を除く）、卸売・小売業（労働安全衛生法施行令第 2 条第 2 号に掲げる業種に属する事業を除く）、又は飲食店に適用する。

第 3 条 無災害記録は、第 1 種無災害記録から第 5 種無災害記録までの 5 段階とする。

2 第 1 種無災害記録の時間数は、当該記録を起算した年月に応じて、それぞれ別表第 1 から別表第 5 までの通りとする。

ただし、労働者数が 100 人未満の事業場については、昭和 58 年 3 月 31 日以前に記録を起算した者に対し、別表第 3 に掲げる時間数を適用するものとする。

3 第 2 種無災害記録の時間数は、第 1 種無災害記録時間数の 5 割増、第 3 種無災害記録の時間数は、第 2 種無災害記録時間数の 5 割増、第 4 種無災害記録時間数は、第 3 種無災害記録時間数の 5 割増、第 5 種無災害記録時間数は、第 4 種無災害記録時間数の 5 割増とするものとし、これにより計算した無災害記録時間数が 100 万時間未満のものについては端数を 5 万時間単位に、また、100 万時間を越えるものについては端数を 10 万時間単位に、それぞれ切り上げるものとする。

ただし、第 3 種から第 5 種までの無災害記録時間数を計算する場合の基礎となる 1 段階下の無災害記録時間数は、切り上げの端数処理を行う前の時間とする。

第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、建設店社に対する第 1 種無災害記録の時間数の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 年間完成工事高 250 億円以上の建設店社に対しては、別表第 2 に掲げる時間数を適用すること。

(2) 年間完成工事高 250 億円未満の建設店社に対しては、別表第 2 に掲げる時間数の 2 分の 1 を適用すること。

2 前項の年間完成工事高は、無災害記録達成日における直近の決算時の年間完成工事高とするものとする。

第 5 条 無災害記録は、業務上の災害（出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く）が発生した翌日から、次に業務上の災害が発生した日の前日までの期間における実労働時間で表すものとする。

2 前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって、労働基準法施行規則別表第 2 身体障害等級表に掲げる身体障害者を伴うものとする。

3 無災害記録時間数及び労働者数の算出は、雇用の形態にかかわらず、その事業場に属するすべての労働者について行うものとする。

第 6 条 無災害記録証の授与は、都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長が行う。

第 7 条 厚生労働省労働基準局長は、無災害記録の時間数の算出に誤り等があつて、第 4 条に定める時間数に達しないことが判明したときは、授与した無災害記録証を返還させるものとする。

業種	記録時間(単位:万時間)								
	記録を起算した年月(昭和)								
	30年5月 ～ 30年10月	30年11月 ～ 31年4月	31年5月 ～ 31年10月	31年11月 ～ 32年4月	32年5月 ～ 33年4月	33年5月 ～ 35年4月	35年5月 ～ 39年4月	39年5月 ～ 43年9月	43年10月 ～ 50年3月
通信機械器具及び 関連機械器具製造業	230	250	300	300	300	300	300	460	500
無線通信機械器具及び 関連機械器具並びに 蓄音器製造業	280	290	-	-	-	-	-	-	-
有線通信機械器具及び 関連機械器具製造業	200	230	-	-	-	-	-	-	-
電気計測機械製造業	190	220	260	290	300	300	300	460	500
その他の電気機械器具製造業	120	140	150	170	140	130	260	270	330
蓄電池製造業	180	180	210	230	180	190	220	290	360
一次電池製造業	250	260	210	230	280	280	300	300	360
輸送用機械器具製造業	60	60	60	70	70	75	140	190	260
自動車同付属品製造業	65	70	-	-	-	-	-	-	-
自動車製造業	80	80	95	100	150	150	180	210	300
自動車車体付随車製造業	50	55	60	65	70	75	90	130	180
自動車部分品付属品製造業	65	70	70	75	80	80	120	160	200
オートバイ及び部分品製造業	65	70	95	95	95	95	-	-	-
船舶製造及び修理業	55	55	-	-	-	-	-	-	-
鋼船製造及び修理業	55	55	60	65	60	65	130	160	200
木造船製造及び修理業	35	35	40	40	40	45	45	70	70
鉄道車両同部分品製造業	65	65	75	85	75	85	160	190	260
鉄道機関車製造業	65	65	-	-	-	-	-	-	-
自転車・リヤカー・同部分品製造業	70	75	80	85	85	35	130	150	190
計測器・測定器・測量機械・ 医療機械・理化学機械・ 光学機械・時計製造業	230	220	240	260	300	300	300	380	450
機械的測定器製造業	140	140	160	170	200	200	300	380	450
光学機械器具及びレンズ製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
写真機及び映画用機械器具製造業	300	300	300	300	300	300	300	-	-
時計及び時計部分品製造業	300	300	300	300	300	300	300	460	500
楽器その他の製造業	140	140	140	140	160	-	-	230	300
楽器製造業	110	110	110	110	140	150	-	-	-
玩具・スポーツ及び体育用具製造業	150	150	210	250	300	290	270	270	350
ペン・ペンシル及びその他の 事務画家用品製造業	170	170	180	170	190	190	260	300	360
その他の製造業 (マッチ製造業のみ)	160	160	150	140	180	190	300	300	300
運 輸 事 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
民 営 鉄 道 業	-	-	-	-	-	-	280	300	360
鉄 道 業	-	-	-	-	-	-	290	300	360
民 営 軌 道 業	-	-	-	-	-	-	180	250	270
公 営 鉄 道 業	-	-	-	-	-	-	250	250	250
公 営 軌 道 業	-	-	-	-	-	-	240	240	240
民営旅客自動車運送業 (民営鉄道によるもの)	110	120	210	230	170	170	260	300	360
民営旅客自動車運送業 (民営鉄道によらないもの)	-	-	-	-	-	-	190	280	340
一般旅客自動車運送業	-	-	-	-	-	-	190	-	190
民営旅客自動車運送業 (民営鉄道によらないもの)	-	-	-	-	-	-	190	190	190
一般旅客自動車運送業	-	-	-	-	-	-	180	-	220